

令和6年度人権啓発活動地方委託事業における講演等謝金支払基準（改定後）

謝金とは、講演会・研修会等において講演や講義を行う講師等に対して支払う謝礼を指し、次のとおり取り扱うものとする。

第1 講演等謝金支払基準

- 1 令和6年4月1日以降、謝金は、別表の時間単価を適用する。

適用に当たっては、依頼内容、依頼先の知名度を考慮し、別表の区分を参考として、時間単価の中から適宜単価を選択する。

【別表】

(単位：円)

区分			時間単価	
大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	会社員 (団体職員を含む)		
大学学長級	17年以上	会長・社長・ 役員級	11,400円	
大学副学長級			9,800円	
大学学部長級			8,800円	
大学教授級1	12年以上	工場長級	7,900円	
大学教授級2			7,000円	
大学准教授級			6,100円	
大学講師級	12年未満	課長代理級	5,200円	
大学助教・助手級			係長・主任級	4,600円
大学助手級以下1			係員1	3,600円
大学助手級以下2			係員2	2,600円
大学助手級以下3		係員3	1,600円	

2 適用上の留意事項

- (1) 大学の職位にある者又は会社員（団体職員を含む）以外の個人については、職位や階層の一般的な定義がないため、依頼内容の分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、上記別表の時間単価を選択する。
- (2) 支払対象とする時間は、講演会は2時間の範囲内、シンポジウムは4時間の範囲内とし、移動時間及び控室等での待機時間を除いた講演等出